

日、棄名裁判の支援と旧国鉄石綿被害者の掘り起こしと労災認定などの支援活動を進めることを目的として、「棄名裁判・旧国鉄におけるアスベスト被害者を支援する会」の結成総会が開かれ、国労、国鉄退職者組合、患者と家族の会兵庫支部、ひょうご労働安全衛生センターなど100名を超える人が集まった。

総会では弁護士を代表して村川昌弘弁護士が棄名裁判の意義を解説、支援する会代表世話人の大西純さん(国労西日本本部副委員長)が支援する会への結集を訴えた。同じ鷹取工場に勤務し中皮腫で療養中の原田重治さんはじめとして、療養中の被害者、支援団体から棄名裁判への支援、連帯の声が相次いだ。

からない場合もある。だから、この医学的所見の有無が労災の支給・不支給を決定することには無理がある。

肺がんと石綿の関連性を定めた国際的な基準である「ヘルシンキ基準」では、石綿を吸ったという医学的な所見がなくても、「作業歴=石綿の曝露歴」のみで肺がんは石綿によるものと結論づけている(安全センター情報2007年5月号)。しかし残念ながら、日本の現状はとも遅れている状況にある。

電気工の石綿肺がん労災認定

神奈川●「医学的所見の壁」を突き破ろう

木下さん(3年前に肺がんで死亡)は、中学校卒業後、職業訓練校を経て、1964年に電気工事会社に就職。それから約40年間一貫して電気工事業に従事してきた。木下さんはとりわけ、鉄骨造りや鉄筋造りの工場やマンションの電気配線工事を行ってきており、その作業環境として、周りには石綿が吹き付けられ、かつ天井裏などの狭く換気の悪いスペースで作業を行ってきた。また、電気配線の作業のため、石綿が含有される壁や天井のボード類を切断、穿孔する作業にも従事してきた。

組合では、これらの作業歴から木下さんはアスベスト職業病の被害者だとし、労災認定(遺族補償)を求める取り組みを進めた。

● 「医学的所見」の壁

その中で私たちの前に立ち塞

がった大きな壁は、「医学的所見」の有無だった。日本の現行の労災認定基準では、「肺がん」の場合は、業務上曝露したという作業歴と合わせて、「医学的な所見」がなければ労災認定されない。組合では、木下さんの胸部レントゲン写真を取り寄せ、神奈川労災職業病センターの斎藤竜太先生に診ていただいたが、「この写真では石綿肺は厳しい」とのご意見だった(細胞等の組織は検査していなかった)。

しかし、私たちはそれであきらめるわけにはいかない。斎藤先生が仰るには、人間には個体差があるので、同じ仕事を行い同じ曝露環境でも、人によっては医学的な所見が出る人もいれば、出ない人もいる。また、レントゲン写真や肺の細胞組織など、たまたま抽出したところに医学的な証拠が乗っかればいいが、乗っ

● 労働局や労基署と交渉

そこで私たちは、「作業歴」を重視して労災認定の審査にあたるように、相模原労働基準監督署に強く申し入れを行った。労災保険による遺族補償の請求を行ったのが、2007年6月13日。そしてちょうどよいタイミングで、神奈川労災職業病センターが毎年行っている神奈川労働局および県内の労働基準監督署との交渉が予定されていた。相模原労基署との交渉が7月12日、神奈川労働局との交渉が7月31日。

労基署と労働局に対して強く申し入れの出来る絶好の機会だったので、執行委員長の秋山、賃金労働対策部長の小形をはじめ組合員10数名が、木下さんのご遺族とともにこの二つの交渉に参加した。

交渉では、木下さんの肺がん発症は業務上曝露した石綿が原因であるとする労災認定を求める「意見書」を提出するとともに、参加した建設ユニオンの組合員

から建設現場の実態をアピール。建設現場では、これまでどれだけの石綿が使われ、飛散し、私たちが絶えず石綿に曝されてきたのかを強く訴えた。役所の机の上では測り知れないほどの建設現場における実態、被害状況を、参加した10数名がそれぞれ自分の作業体験をもとに訴えた。

また交渉では、神奈川労災職業病センターの皆さんや、一緒に参加していた他組合の方々の援護射撃のご発言に非常に助けられ、勇気付けられた。ありがとうございました。

● 仲間と勝ち取った労災認定

8月に入り、木下さんの労災を認める支給決定がなされた。「医学的所見」の壁から、労災認定の厳しさを感じていたご遺族や組合にとって、まさに衝撃的な支給決定だった。相模原労基署の担当者に話を聞いてみたが、「医学的所見」については明言を避

け、「総合的に判断した」との回答であった。斎藤先生のご指摘どおり、胸部レントゲン写真上ではおそらく「肺がん」の影が強くて「石綿」の影はその後ろに隠れている、と判断されたのではないかと思う。

まさに「作業歴」を重視した労災認定が出されたのである。組合の仲間たちによる建設の現場直送の訴え、ご遺族の声、労災職業病センター他の皆さんの声が、相模原労働基準監督署に届いたのだと確信します。この認定は、全員で勝ち取った労災認定です。

「作業歴」を重視した支給決定は、現在、そして今後に広く顕在化するであろう潜在的なアスベスト被害者の労災認定の礎として大いに役立たせたく、広く皆さまにアピール差し上げた次第です。共にかんばりましょう!

(神奈川建設ユニオン

書記次長 鈴木江郎)

での経歴調査が粘り強く行われた。鈴木ちよさんの記憶を喚起し、関係企業に対する失礼な電話もした。そしてついに実兄が営んでいた会社の存在が明らかになった。実兄の全面的な協力の中で意見書の作成等を行い、さいたま労働基準監督署に申請した。労災課では認定について意見が分かれたようだ。

この審査過程で担当者の不当な扱いが明らかとなった。一つは、実兄の意見書は誰が書いたのか?と担当者から実兄に電話が入ったことだ。二つには、鈴木ちよさんが提出した申請書そのものが見あたらないので、もう一度提出してほしいというもの。呆れかえるとはこのことだ。たたちに抗議の申し入れを行う。さいたま労基署のずさんな対応が明るみに出たと言える。

その後の北関東ユニオンネットの毎年の埼玉労働局交渉でも追求した。そうした取り組みが功を奏したのか、3月に認定を勝ち取ることができた。

また、橋本貞夫さんのケースはなんと37年前のことであった。

世界有数のブレーキメーカーである羽生市にある曙ブレーキ板橋工場(当時)でブレーキシューなどの製造過程での曝露で良性石綿胸水という診断。

この病名での認定は時間がかかると言われている。労災申請に慎重な医師と面談、医師に勇気を与え、申請にこぎ着けた。

所轄は池袋労働基準監督署、ユニオンからも正式に丁寧な早期認定をお願いした。2年ほ

困難な石綿事例相次ぎ認定

埼玉●曙ブレーキと補償交渉を継続

一昨年と昨年と、全国の仲間と連携して取り組んだアスベスト被害者の労災認定が、今年に入って申請した2件すべてで認定を勝ち取った。

鈴木ちよさんのケースは、ご主人がすでに死亡している。本人が個人の保温工と呼ばれる建

物の空調設備関係の仕事に従事、その過程で被曝したことは間違いがない。問題は本人の労災保険加入の有無である。

その後鈴木家では、家の新築の過程でほとんど荷物を整理したことから関係資料がほとんど残っていなかった。そんな中